

書面揭示事項のウェブサイトへの掲載

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

夜間・早朝等加算

平日の18時以降及び土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数50点（窓口負担額は1割負担50円、2割負担100円、3割負担150円）

明細書発行体制等加算

当院では、患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出ください。なお、窓口負担額のない患者さんにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出ください。

医療情報取得加算

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和7年3月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時1点

○再診時（3ヶ月に1回に限り算定）1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を整備しています。

（初診時）

医療DX推進体制整備加算1 12点

医療DX推進体制整備加算2 11点

医療DX推進体制整備加算3 10点

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

初診料 291点

再診料 75点

明細書発行体制等加算 1点

コンタクトレンズ検査料1 200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名： 川北聖子 新村彩乃 横川由起子

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さんに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

バイオ後続品導入初期加算

当院では、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。初めて、バイオ後続品を使用する患者様へ有効性・安全性について詳しくご説明致します。

個人情報保護

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

当院における個人情報の利用目的

1. 医療提供

- ・ 当院での医療サービスの提供
- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ その他、患者さんへの医療提供に関する利用

2. 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出

- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3. 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 当該患者さんの医療サービスの向上

4. その他、当院の管理運営業務に関する利用

- ・ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当院内において行われる医療実習への協力
- ・ 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ・ 外部監査機関への情報提供

付記

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です